



埼玉県報

第 2864 号
平成 29 年(2017 年)
1 月 10 日
火曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（川越比企地域振興センター）
- 埼玉県土地利用基本計画の変更（土地水政策課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 貸金業者の登録の取消し（金融課）
- 宅地建物取引業法の規定に基づく業務停止処分の公告（建築安全課）
- 県道さいたま幸手線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道さいたま幸手線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

正誤

- 埼玉県教育委員会規則第 29 号中訂正（教職員採用課）

告 示

埼玉県告示第二十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年一月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ステラ
- 三 代表者の氏名
仲島 文弘
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市大字山田三百四十一番地六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者が自らの意思により自立した生活が営めるよう、就労支援をはじめとする生活全般を総合的に支援することにより、障がい者の自己実現を図り、障がい者自らが社会の構成員の一員として貢献できる地域社会を創造することによって福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二十四号

埼玉県土地利用基本計画を平成二十九年一月五日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

土地利用基本計画図の変更

一 熊谷市の区域

別図1のとおり、農業地域三十二ヘクタールを縮小

二 深谷市の区域

別図2のとおり、農業地域二十三ヘクタールを縮小

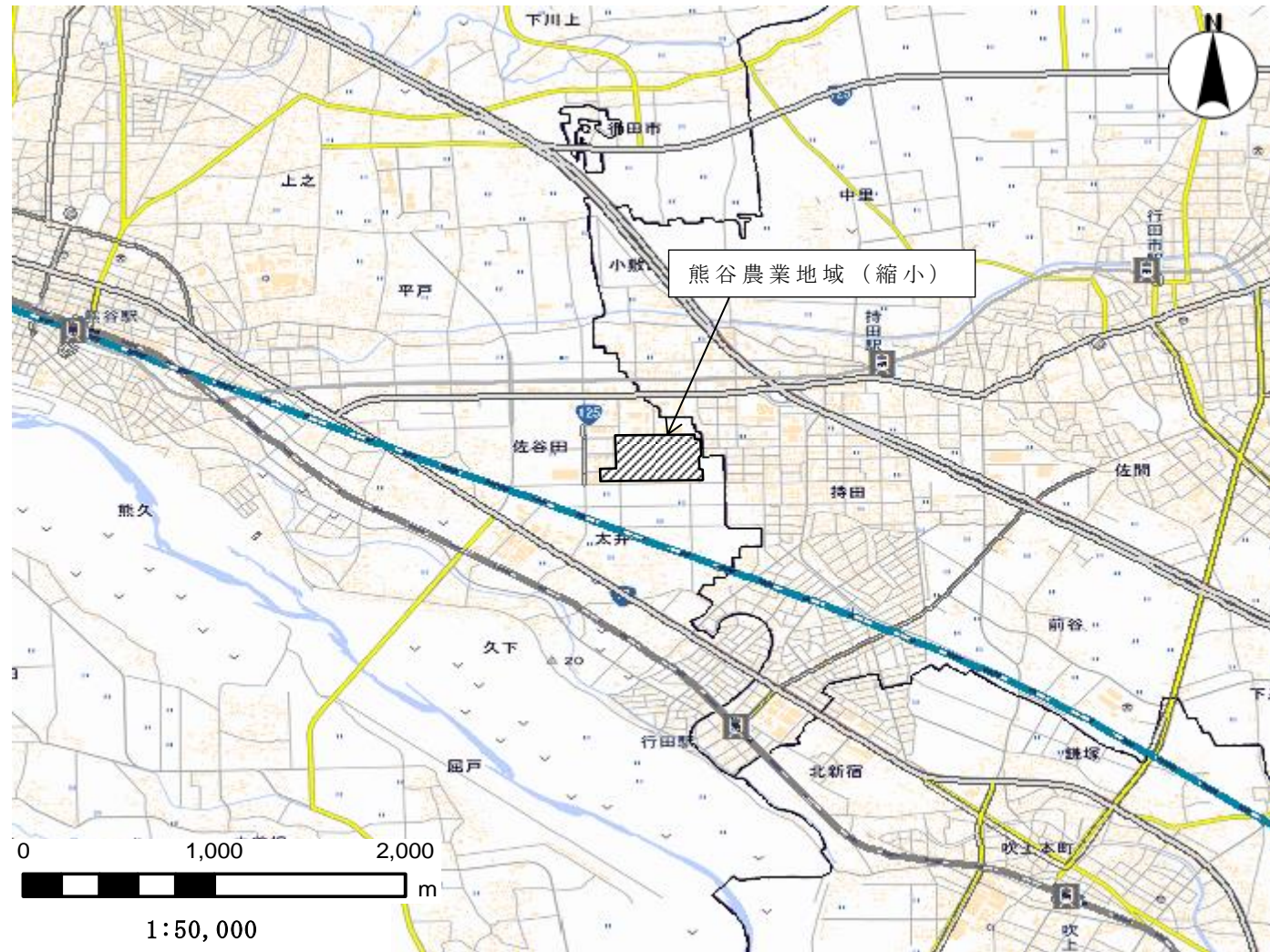
三 久喜市の区域

別図3のとおり、農業地域六ヘクタールを縮小

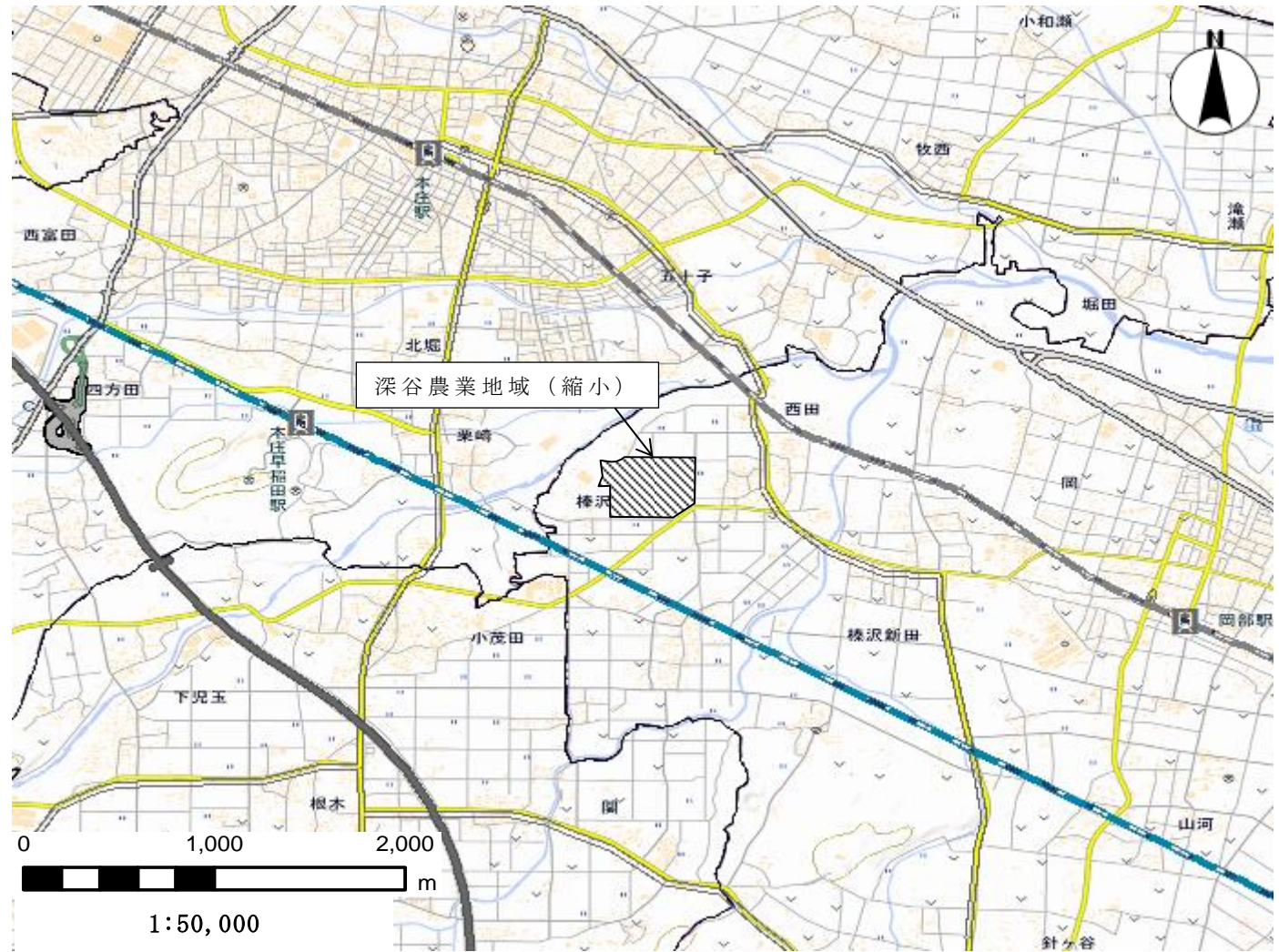
四 吉川市の区域

別図4のとおり、農業地域六十二ヘクタールを縮小

別図 1



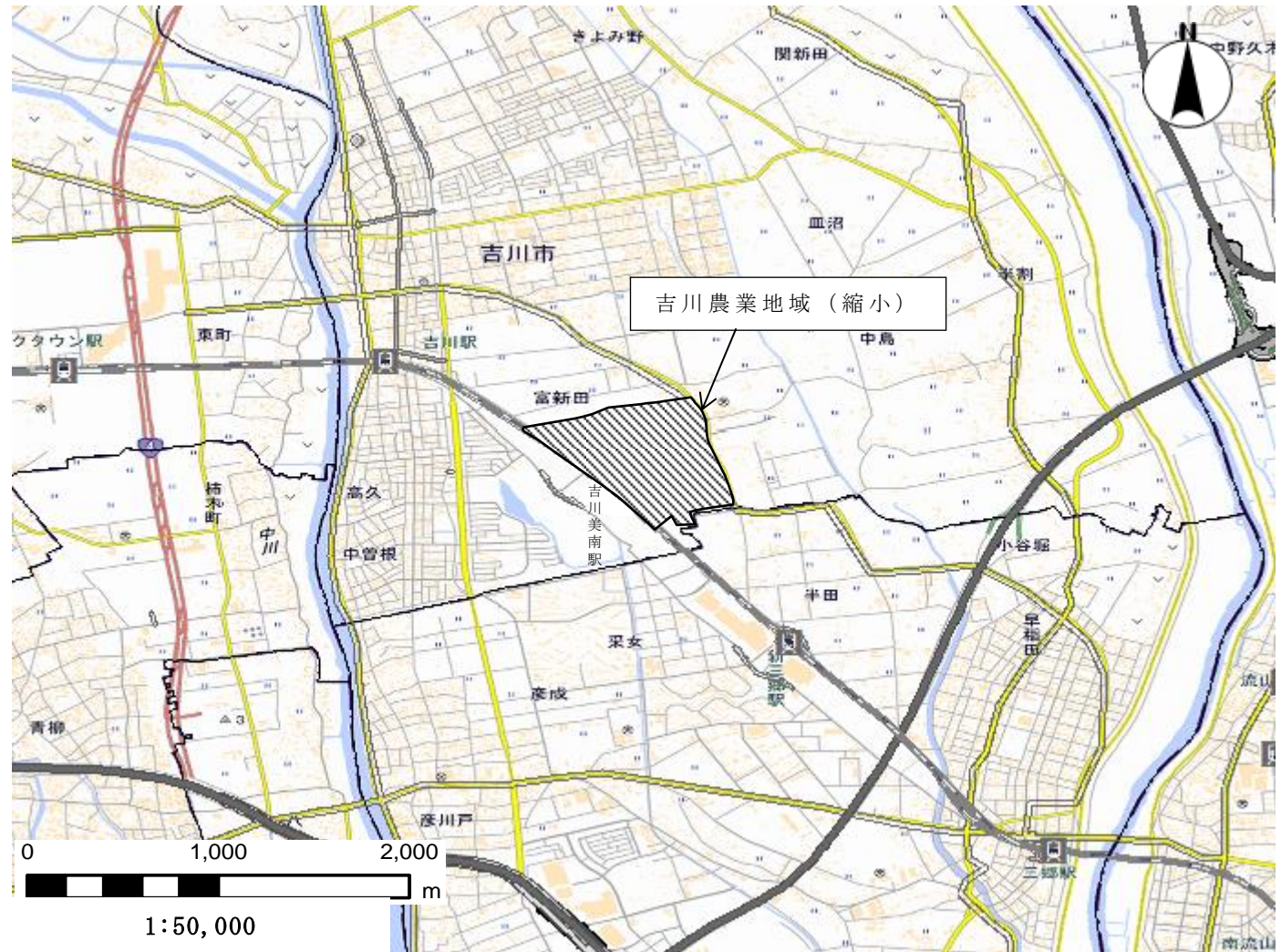
別図 2



別図3



別図4



告 示

埼玉県告示第二十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十九年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県本庄市下野堂字屋敷南二百十八番一の一部、二百十八番三の一部、二百十八番四の一部、二百二十五番一の一部及び二百二十七番一の一部）

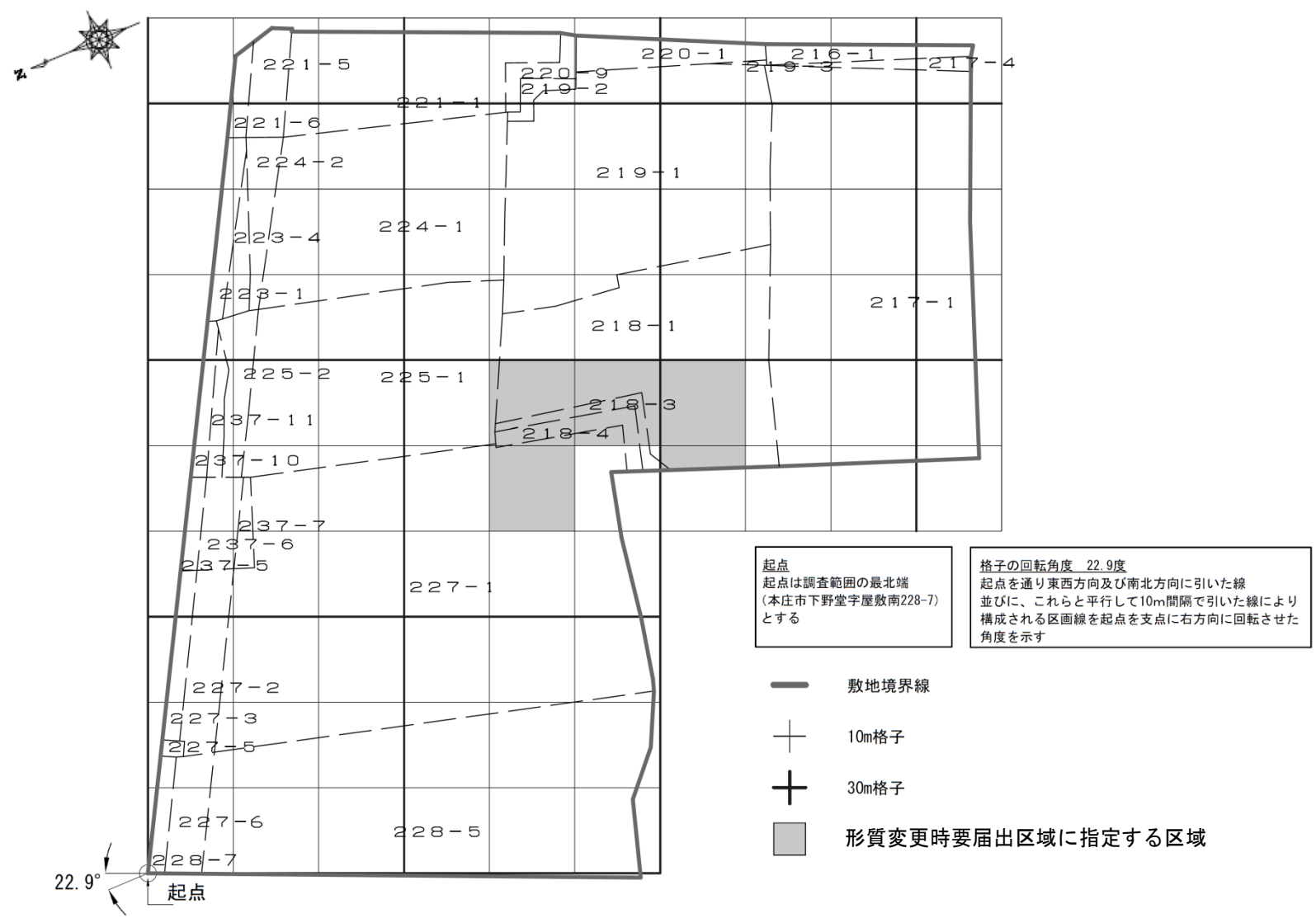
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シアン化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シアン化合物

別図



告 示

埼玉県告示第二十六号

新座市から新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二十七号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の六第一項の規定により、貸金業者の登録を取り消したので、次のとおり公告する。

平成二十九年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 商号又は名称

三友

二 氏名

宮 崎 和 宏

三 主たる営業所等の所在地

埼玉県川越市野田町二丁目十八番地三十一宮崎ビル二階

四 登録番号

埼玉県知事（七）第〇三〇一五号

五 登録年月日

平成二十七年六月九日

六 登録の取消し年月日

平成二十八年十二月二十八日

告 示

埼玉県告示第二十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、平成二十八年十二月二十七日付けで、次のとおり処分した。

平成二十九年一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は 名称	氏名（法人にあつて は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処 分 の 内 容
有限会社 クアトロ	河井不二男	埼玉県羽生市 東七丁目一番 地四十五	十五日間の業務の全部停 止

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 さいたま幸手線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北葛飾郡杉戸町大字下野字山合八二 三番二〇地先から同郡同町大字下野 字内道八九七番地先まで		区 間
一五・二四〇 二一・二七	九・四九〇 一一・九七	敷地の幅員 (メートル)
四七三・〇〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

<p>さいたま幸手線</p>	<p>路線名</p>
<p>北葛飾郡杉戸町大字下野字山合八二三番二〇地先から同郡同町大字下野字内道八九七番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年一月十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十九年一月十日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 四七三・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年一月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年十二月二十一日

指令川建セ第二八〇〇三九一号

二 検査済証番号

平成二十九年一月四日

川建セ第二八〇〇六〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字東谷ツ四千三百五十一番九、四千三百五十一番

十一、四千三百五十一番十九、四千三百五十一番二十

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市旭町一丁目十九番地三十六(フラットⅠ-二〇二号室)

齋藤 紀裕

正 誤

埼玉県教育委員会規則第二十九号（平成二十八年十二月二十六日第二千八百六十一号）中訂正

ページ

四

誤

別紙のとおり

正

別紙のとおり

誤

様式第3（第3条の2関係）

年 月 日

（宛先）

埼玉県教育委員会

学 校 名

（又は機関名）

代 表 者 名



教育職員免許状一括出願書

年 月本学卒業（修了）者の教育職員免許状授与願について、下記のとおり手数料を添え提出します。

記

- 1 申請者氏名
別紙のとおり
- 2 免許状の種類

小学校教諭専修免許状	件	小学校教諭1種免許状	件	小学校教諭2種免許状	件
中学校教諭専修免許状	件	中学校教諭1種免許状	件	中学校教諭2種免許状	件
高等学校教諭専修免許状	件	高等学校教諭1種免許状	件		
幼稚園教諭専修免許状	件	幼稚園教諭1種免許状	件	幼稚園教諭2種免許状	件
特別支援学校教諭専修免許状	件	特別支援学校教諭1種免許状	件	特別支援学校教諭2種免許状	件
養護教諭専修免許状	件	養護教諭1種免許状	件	養護教諭2種免許状	件

- 3 手数料

_____ 円 / _____ 件 = _____ 円

- 4 納付方法

正

様式第3（第3条の2関係）

年 月 日

（宛先）

埼玉県教育委員会

学 校 名

（又は機関名）

代 表 者 名

印

教育職員免許状一括出願書

年 月本学卒業（修了）者の教育職員免許状授与願について、下記のとおり手数料を添え提出します。

記

- 1 申請者氏名
別紙のとおり
- 2 免許状の種類

小学校教諭専修免許状	件	小学校教諭1種免許状	件	小学校教諭2種免許状	件
中学校教諭専修免許状	件	中学校教諭1種免許状	件	中学校教諭2種免許状	件
高等学校教諭専修免許状	件	高等学校教諭1種免許状	件		
幼稚園教諭専修免許状	件	幼稚園教諭1種免許状	件	幼稚園教諭2種免許状	件
特別支援学校教諭専修免許状	件	特別支援学校教諭1種免許状	件	特別支援学校教諭2種免許状	件
養護教諭専修免許状	件	養護教諭1種免許状	件	養護教諭2種免許状	件

- 3 手数料

_____ 円 × _____ 件 = _____ 円

- 4 納付方法